『藤枝市消防団よくある質問Q&A』

その他の事柄 編

Q.　『私は現在、他市町村に住んでいますが、実家は藤枝市にあります。地元の友人に藤枝市消防団への入団を誘われたのですが、入団できますか？』

A.　任用要件が『藤枝市内に居住・勤務・通学している者』となっているため、残念ながら入団はできません。（藤枝市消防団条例　第３条）

それぞれの市町村ごとに消防団があり、消防団員を常に募集していますので、そのお気持ちを大切にして、現在お住まいの土地の地域防災の担い手として、是非そちらでの入団をご検討していただけたらと思います。

Q.　『在団中に別の分団や音楽隊などに所属を途中移籍することは可能ですか？』

A.　はい、可能です。

藤枝市内での転居等をきっかけとして別の分団（班）へ移籍することは可能ですし、所属を移籍しない選択も可能です。

Q.　『人見知りなので上手くコミュニケーションがとれるか心配です。』

A.　毎年、年齢も職業も異なる様々な人たちが新入団員として入団しますが、現在、藤枝市消防団員として活躍している団員の全てが、かつては新入団員でした。入団した時には、同じようにこれから上手くやっていけるか考えたと思います。

【自分たちの街は自分たちで守る】同じ志を持って活動している仲間ですので、すぐに打ち解けることが出来ると思いますので、心配しなくても大丈夫です。

Q.　『「機能別団員」という言葉を聞いたのですが何の事ですか？』

A.　令和３年４月１日より藤枝市消防団に導入された、特定の活動や役割・任務のみに対応する機能別消防隊として編成された消防団員です。

【災害対応団員】　【音楽隊活動団員】　【救急講習団員】　【広報活動団員】の4種類の部門に分類されています。

※　藤枝市消防団としては、通常の『基本団員』の充足率向上を目指しており、必要とされる資格 ・ 技能 ・ 経歴、あるいは特別な事情等がある場合を除いて、一部の『機能別団員』は『基本団員』の職務経験がある方のみ任用される制度になります。

通常の基本団員との違い 、入団資格等については、お問い合わせください。

Q.　『消防団というと凄くお酒を飲むイメージがあります。』

A.　以前にはご指摘のような事もあったことは承知しており、厳しい目線で監督し改善してまいりました。

古い消防団像にあるような風習・慣習については、今の藤枝市消防団にはございませんん。

また、お酒が弱い団員や、宴席が苦手な団員等も多数おり、「アルハラ」防止に取り組んでいるため、飲酒の強要や懇親会・慰労会等への参加強要、不参加団員に対する不利益措置などに関してはございません。

Q.　『消防団員になることで、どのような資格の取得が出来たり、あるいは資格試験の際に優遇措置などが受けられますか？』

A.　消防団に入団することで資格取得、または資格試験科目の全部または一部免除等に関する部分が多数ありますので、以下ご参照ください。

（受験の際には改めて主催機関・団体の要綱をご自身でご確認ください。）

【応急手当普及員】　・・・藤枝市消防団内で講習・取得可

【地震体験車取扱い免許】　・・・藤枝市消防団内で講習・取得可

【準中型自動車免許】　・・・2年以上藤枝市消防団に在職する団員に免許取得補助制度

（※　消防車両の運転に際して「準中型」以上の運転免許証が必要）

【甲種防火管理者】　・・・班長以上の階級に3年以上あった者

【自衛消防組織の統括管理者】　・・・班長以上の階級に3年以上あった者

【防災管理者】　・・・班長以上の階級に3年以上あった者

【丙種危険物取扱者】　・・・5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち基礎教育又は専科教育の警防科を修了した者

【乙種第5類消防設備士】　・・・5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した者

【乙種第6類消防設備士】　・・・5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した者

【防火対象物点検資格者】　・・・市町村の消防団員として、8年以上その実務の経験を有する者(が受講資格者となることができる)

【防災管理点検資格者】　・・・市町村の消防団員として、8年以上その実務の経験を有する者(が受講資格者となることができる)

【防災士】　・・・消防団員であって分団長以上の階級にあるまたは、あった者

【静岡県ふじのくに防災士】　・・・県内の行政機関（消防団、水防団を含む）に勤務する者（が養成講座の受講対象者となることができる）